

# 目 次

<b>I 生徒心得</b>	
1 服装規定	1
2 頭髪規定	2
3 学校生活	2
4 郊外生活	2
5 交通安全	3
6 部活動	3
<b>II 生徒指導内規</b>	
1 概則	5
2 指導措置規定（内規）	5
3 アルバイト指導基準	6
4 運転免許の取得について	7
5 問題生徒の指導について	7
6 謹慎指導のマニュアル「教師用」	8
7 謹慎指導について「生徒用」	9
<b>III 生徒会費内規</b>	
1 部費・旅費・参加料・登録料の支払いについて	10
2 体育部旅費等支給規定	10
3 文化部旅費等支給規定	11
4 予算使途その他について	11
5 体育・文化後援会の表彰について	11
6 全校集会時の表彰について	12
<b>IV 生活館使用規定</b>	
1 生活館使用手続き	13
2 生活館使用上の注意事項	13
<b>&lt;書 類&gt;</b>	
①身上書 ②身上変更届	
③自転車通学許可願 ④自転車通学者登録カード ⑤自転車通学者登録変更願	
⑥アルバイト許可願（長期休業中用） ⑦アルバイト許可願（通年用） ⑧アルバイト報告書	
⑨自動車学校通学規定 ⑩自動車学校入校許可願	
⑪交通事故報告書	
⑫生徒手帳再交付願	
⑬異装届	
⑭物品盗難届	
⑮施設等破損届	
⑯校外合宿・校内合宿・研修会計画書 ⑰校外合宿・校内合宿・研修会報告書	
⑱事故調査書	

# I 生徒心得

## 1 服装規定

(1) 年間を通し、気候や体調に合わせて制服を着用すること。

(2) 制服は次の通りとする。

冬服 (男子)

- ・上下とも学校指定のもの (上着に襟章をつける)
- ・学校指定のワイシャツ

(女子)

- ・上下とも学校指定のもの (上着の左胸に校章をつける)
- ・学校指定のベスト、ブラウス (学年色のブローチをつける)

合服 男女とも冬服の上着を脱いだ状態。

(男子)

- ・学校指定の長袖ワイシャツ

(女子)

- ・学校指定のブラウス (学年色のブローチをつける)
- ・学校指定のベスト

夏服 (男子)

- ・学校指定のスラックス、半袖ワイシャツ、ポロシャツ

(女子)

- ・学校指定のスカート又はスラックス、半袖ブラウス、ポロシャツ

※スカートの長さは、正面から見て膝蓋骨 (ひざのおさら) の下部が隠れること。

※ベルトは皮ベルトとし、色は黒、又は茶とする。(華美でないもの)

(3) 靴下

- ・黒、濃紺、白 (ワンポイント可)
- ・ストッキング、タイツは黒又は肌色とする。  
(黒ストッキングに黒ソックス、肌色ストッキングに白・黒ソックス可)

(4) 通学靴について

- ・華美でない靴 (サンダル・ブーツは不可)

(5) 通学鞆について

- ・学生鞆またはスポーツバッグ・通学用リュックサック等で、口がしっかりと閉じることができるものとする。

(6) 防寒対策について ※華美でないもの

- ・防寒着は、カジュアルなものは禁止。ただし、学校ジャージ、部活動で活用しているもの (ベンチコート、ウインドブレーカーなど) は可とする。
  - ・セーターの色は、黒又は紺とし、上着からはみ出さないこと。カーディガンは不可。
- ※その他の防寒着 (マフラー、ネックウォーマー、手袋、女子タイツ、帽子、耳当て) については、気候により期間外でも着用可。

## 2 頭髪規定

(1) 頭髪は清潔感のある髪型とする。

(2) パーマ・染色・脱色等は禁止とする。

(3) 結髪する際は、ゴムは黒・茶・紺の単色とする。

### 3 学校生活

#### (1) 登校・下校

- ・登校は8時25分までとする。
- ・最終下校は19時30分までとする。
- ・登下校は通学経路を通り、交通ルールやマナーを遵守する。
- ・自転車通学を希望する者は、通学路の安全を十分に点検したうえ所定の手続きを行う。

#### (2) 出欠席等

- ・病気その他の理由で欠席、欠課をする場合、できるだけ早く保護者が届け出る。  
※連絡なく生徒が不在の場合は、HR担任は速やかに家庭と連絡を取る。
- ・忌引日数は次の通りとする。  
父母（7日） 祖父母・兄弟姉妹（3日） 曾祖父母・伯叔父母（1日）
- ・遅刻した場合は、教頭より入室許可を得て、教科担任およびHR担任に届け出る。
- ・欠課、早退の場合は、養護教諭の承認を得てHR担任および教科担任に届け出て許可を受ける。  
※生徒から欠課、早退の申し出があった場合、家庭と連絡とり適切に対処する。

#### (3) その他

- ・登校後放課後時までは許可なく校外に出ることは禁止。
- ・上履きは指定のものとし、所定の場所に記名する。（かかと部分に氏名）
- ・施設設備、物品等を破損した場合は、速やかにHR担任または係職員に届け出る。
- ・金銭物品の貸借は禁止。
- ・金銭物品の取得紛失は、直ちに係職員に届け出る。
- ・掲示物は、全て生徒課の許可を受ける。
- ・許可なく、団体の結成・集会の開催・文書の発行・金品の募集をすることを禁ずる。
- ・病気その他、やむをえない理由で規定以外の服装を着用する場合は、HR担任を経て生徒課の許可を受ける。その際、生徒手帳（異装届け）を必ず提出する。
- ・学習に不要な物は、学校へ持参しない。
- ・校内での携帯電話の使用を禁ずる。（放課後、所定の場所で保護者との連絡は可）
- ・昼食はHRでとることを原則とする。
- ・移動教室時等、教室不在時には教室の施錠を行う。

### 4 校外生活

#### (1) 高校生の本分をわきまえ、本校生としての誇りと気品を保つこと。

- ・夜間の単独外出は、21時までを原則とする。

#### (2) 次のことは禁止する。

- ・不健全な飲食店・娯楽施設への出入り
- ・無届アルバイト
- ・無断免許取得
- ・違法行為

#### (3) 校外において事故が起きた場合は、直ちに学校へ連絡する。

#### (4) 旅行など、届出・許可が必要な場合は、その手続きを取る。

#### (5) アルバイトは原則として認めない。ただし、経済的理由でアルバイトをしなければ学業継続が困難な者については、保護者から提出されたアルバイト願いを生徒課で検討し、状況によって許可する。長期休業中については、届出許可とする。なお、アルバイト従業時には、アルバイト許可証を携帯しなくてはならない。

## 5 交通安全

- (1) 登下校は交通規則・道徳を守る。
- (2) 交通法規を守り、特に左側一列励行・一旦停止・信号の確認をすること。また二人乗りや並列走行  
端末機器を使用しながらの運転、ヘッドホンをつけての運転は絶対にしない。
- (3) 自転車通学希望者は所定の「自転車通学許可願い」を提出すること。
- (3) 常に自転車の整備・点検を行い、ブレーキ・ベル・タイヤ・ライトの点灯の確認をし、ハブステッ  
プはつけない。また、折りたたみ自転車・変形ハンドル・片脚スタンドは不許可で、両脚スタンド  
をつける。
- (4) 通学用自転車は、自転車安全整備店で整備点検を受けたものに限る。(TS マーク推奨)
- (5) 自転車保険または高校生総合保険に加入する。
- (6) 自転車は校内の指定された場所に駐輪し、必ず施錠をする。
- (7) 登録自転車を換えた場合、ステッカーを破損した場合、直ちに再交付を受ける。また、盗難にあっ  
た場合は、自転車盗難届を生徒課に提出する。
- (8) 雨天時の走行には、必ずレインコートを着用する。(傘差し運転禁止)
- (9) その他、安全運転を常に心がけて自転車を運転する。
- (10) 自転車用ヘルメットを所持していなければ自転車通学許可はしない。また、自転車乗車時にはヘル  
メットを着用すること。

## 6 部活動

- (1) 登録加入  
部活動の加入は任意とし、加入する生徒の登録は4月中とする。  
加入した部活動は、原則として3年間継続する。  
※やむを得ず変更または退部をする場合は所定の手続きを行うこと。
- (2) 管理(部顧問と副顧問が行う)
  - ・備品等は、部顧問が責任を持って管理し、事務職員への報告を徹底する。
  - ・会計については、出納を明確にし、年度末には監査を受けるものとする。
  - ・施設(部室含)は丁寧に使用し、管理規定に則って行う。
- (3) 活動
  - ・定められた場所(別紙参照)で実施する。
  - ・完全下校時間は原則として19時30分までとし、生徒は活動終了後直ちに帰宅する。延長して  
活動する場合は、顧問の管理下でなければ認められない。
- (4) 合宿(学校長の許可による)
  - ・生活館を利用し、夏は5泊6日以内、冬・春は3泊4日以内とする。
  - ・その他、使用手続き使用方法については、生活館使用規定参照。
- (5) 対外的な活動、試合
  - ・引率者は保護者の承諾を得た上で旅行命令簿を提出して許可を受ける。
  - ・許可の基準は次のとおりである。
    - ① 高体連・高野連主催・後援の催し
    - ② 県・市教育委員会主催・後援の催し
    - ③ 部活動の性質上、現地で調査研究又は制作することが特に必要と認められるもの
    - ④ 他校との共同作業又は提携が必要であると各校の学校長によって認定された諸行事へ参加  
する場合
    - ⑤ その他学校長が必要と認めたもの

#### (6) 部の設置

- ・部員を募集する際は、1・2年生を対象とする。
- ・部設置の時期は生徒会年度末の予算請求期日までとするが、状況によっては年度初めも認める。
- ・部設置について、次の事項について記した「申請書」を生徒会顧問に提出する。
  - ① 名称
  - ② 目的
  - ③ 顧問
  - ④ 責任生徒
  - ⑤ 活動計画
  - ⑥ 経理計画
  - ⑦ その他参考となる事項
- ・生徒会顧問は部設置について「申請書」を受理し次の順序で審議していく。
  - ① 生徒会関係職員による審議
  - ② 顧問会議による審議
  - ③ 部長会による審議
  - ④ 職員会議による審議

#### (7) 部の廃止（廃部）

- ・部は状況により廃止されることがある。
- ・廃止は次の基準による。
  - 4月の新入部員登録後において、2年連続で新入部員が入らなかった場合。
  - ただし、学校運営上、廃止または存続する場合もある。この場合、職員会議の審議を経る。
- ・廃止についての審議は次の順序により行う。
  - ① 生徒課
  - ② 運動部・文化部顧問会
  - ③ 運営委員会
  - ④ 職員会議
- ・廃止が決定した場合
  - ① 3年生は高樓祭、または高文連・高体連の夏の大会までの活動とする。
  - ② 1・2年生は廃止（廃部）が決定したら、1学期中に転部または退部をする。指導要録等での扱いは、年度終わりに所属している部活動とする。ただし、前所属の部活動にて顕著な実績を残した場合はそれを記載する。
  - ③ 顧問は上記①まで当該部活動の指導にあたる。（他の部活動顧問も兼任する。）

(1) 以上の処罰は事情の如何により軽減または加重される。

(2) 生徒課は生徒処罰記録簿を作成し、これに処罰内容およびその理由を記載し、これを6年間保管する。

(3) 謹慎日数の計算は、実際に指導に入った日より算定する。なお、謹慎中はHR担任および生徒課は家庭訪問をし、生徒の反省の様子を観察問診する。生徒の反省文は生徒課で保管する。

- ・教育上必要があると認める時、校長は生徒に懲戒を加えることができる。
- ・懲戒は、退学、停学、及び訓告とする。
- ・前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
  - ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
  - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
  - ③ 正当の理由がなくて出席常でない者。
  - ④ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

### 3 アルバイト指導基準

アルバイトは原則として認めない。ただし、経済的理由でアルバイトをしなければ学業継続が困難な者については、保護者から提出されたアルバイト願いを生徒課で検討し、状況によって許可する。

#### (1) 申請について

HR担任は当該生徒の学業成績・素行等を考慮し、保護者の同意を面談で学年主任とともに確認し、適当と認めた場合学年会に諮る。学年会で認められた場合、生徒課会議で審議し、必要な手続きを行う。

#### (2) アルバイト規定

## アルバイト規定

- 1 ア 長期休業中の期間は、夏期（20日以内）・冬期（10日以内）とする。  
イ 特別許可のアルバイト（通年許可）
  - ①HR担任・学年主任・該当生徒・保護者の4者面談を経て生徒課に申請する。
  - ②土曜日・日曜日・祝日のみとする。ただし、事情がある場合は、週3日程度（土日を含む）許可する。
  - ③テスト1週間前からテスト終了までの期間は学業に専念する。ウ 3年の学年末試験以降は、3年生成績会議後～3月末日までの期間のうち半分までとする。
- 2 雇用条件は、労働基準法に基づき、アルバイト許可願に明記する。
- 3 労働時間は、午前8時以降～午後7時30分までとする。
- 4 下記のような労働は禁止する。
  - ア 危険を伴う業務
  - イ 焼肉、居酒屋、カラオケなど酒類を直接取り扱う接客業などの業務
  - ウ スマートフォンを使用するのアルバイト
  - エ 高校生としてふさわしくない業種。以下の「アルバイト規定」に移項する。
- 5 アルバイト中は、許可証・生徒手帳を携帯する。
- 6 アルバイトをすることによって、著しく成績が低下したり、生活態度が乱れたりした時は、許可を取り消す。また、欠点保有者は許可しない。

※令和8年4月1日改定